

昭和43年11月 1 日

制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、関西大学千里山キャンパス、高槻キャンパス、高槻ミューズキャンパス、堺キャンパス、吹田みらいキャンパス、梅田キャンパス及び北陽キャンパス（以下「各キャンパス」という。）とその周辺において自動車及び原動機付自転車（以下「自動車」という。）による混雑を緩和し、学内の通行を円滑にするため、自動車の運行を規制し、大学関係者全員が相協力して各キャンパスとその周辺の環境保持及び交通事故の防止に努めることを目的とする。

(規制の原則)

第2条 各キャンパスにおける交通規制は、自動車による通学及び通勤を禁止し、外来者及び出入業者等の自動車の乗入れを大幅に制限することを原則とする。

(通路)

第3条 千里山キャンパスへの進入及び退出は、大学正門前から西に通じる道路（通称：大学前通り）を避けるものとする。

2 千里山キャンパスの大学構内への進入及び退出は、原則として名神高速道路上から3号門を経て進入し、用務終了後は進入した順路を通り3号門を経て名神高速道路上から退出するものとする。

3 高槻キャンパスへの進入及び退出は、東門を使用し、北門は避けるものとする。

4 高槻ミューズキャンパスへの進入及び退出は、北門を使用する。

5 堺キャンパスへの進入及び退出は、西門を使用する。

6 吹田みらいキャンパスへの進入及び退出は、正門を使用する。

7 梅田キャンパスへの進入及び退出は、東側出入口を使用する。

8 北陽キャンパスへの進入及び退出は、正門を使用する。

第2章 特別に入構を認める自動車

(入構許可自動車)

第4条 次に定めるものは、許可を得て、入構することができる。

(1) 法人所有の自動車

(2) 病気又は身体障害によって必要と認められた自動車

(3) 関西大学生協同組合（以下「生協」という。）及び業務委託業者等所有の業務用自動車

(4) 救急車、消防車その他の緊急自動車

- (5) 物品運搬のために必要と認められた自動車
 - (6) 教職員及び学生が機材等の搬出入のために必要と認められた自動車
 - (7) 緊急を要する用務、疾病者の護送その他の法人、大学、高等学校、中学校、小学校又は幼稚園等（以下「大学等」という。）が特に必要と認めた自動車
- （入構許可の種別）

第5条 入構の許可は、通常入構許可と臨時入構許可の2種とする。

- (1) 通常入構許可は、前条第1号から第3号までに規定する自動車とし、許可期限つき自動車等入構許可証（以下「入構許可証」という。）を発行する。
- (2) 臨時入構許可は、前条第4号から第7号までに規定する自動車とし、原則として臨時自動車等入構許可証（以下「臨時入構許可証」という。）をその都度発行する。

（通常入構許可）

第6条 通常入構を必要とする第4条第2号に規定する者は、所定の手続を経て、許可を受けるものとする。

（臨時入構許可）

第7条 臨時入構を必要とする者は、所定の手続を経て、許可を受けるものとする。

- 2 第5条第2号に規定する臨時入構の許可は、高等学校、中学校、小学校及び幼稚園においては、校長又は園長が行うものとする。
- 3 臨時入構を許可された自動車は、退出の際には必ず臨時入構許可証を返さなければならない。

（入構車の駐車）

第8条 入構を許可された自動車は、各キャンパス所定の駐車場に駐車するものとする。

（入構者心得）

第9条 入構を許可された者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 入構車は、警備詰所で一旦停車し、係員に入構許可証を提示する。
- (2) 自動車の前面ガラスその他の車外から許可内容を容易に認め得る箇所に入構許可証を掲げる。
- (3) 運行速度は、時速10キロメートル以内とする。
- (4) 歩行者の障害にならないよう注意する。
- (5) 騒音防止に留意する。
- (6) その他係員の指示に従う。

- 2 高等学校、中学校、小学校及び幼稚園への入構者については、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、校長又は園長の指示に従うものとする。

（駐車料金）

第10条 千里山キャンパスへの自動車入構に伴う駐車料金については、別に定める。

2 前条の駐車料金を支払い、入構する自動車については、第5条から第7条まで並びに前条第1号及び第2号に規定する手続を省略できるものとする。

(臨時入構特別規制)

第11条 大学等において特に必要ある場合は、臨時に別の交通規制を行う。

附 則

この規程は、昭和43年12月1日から施行する。

(省略)

附 則

この規程（改正）は、2024年4月1日から施行する。